

令和6年3月教育委員会定例会議事録

- 1 会議日時 令和6年3月27日(水) 14時59分から17時02分まで
- 2 会議場所 5階 第3会議室
- 3 出席委員 橋田教育長、中西委員、小原委員、北川委員、田崎委員、松尾委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席理事者 教育総務部長、学校教育部長、総務課長、生涯学習企画課長、生涯学習施設課長、学校教育課長、健康教育課長、教育研究所長、教育研究所情報教育推進係長、教育研究所指導主事 計10名
(他議事担当2名：総務課総務係長、総務課主事)
- 6 付議事件
 - (1) 日程1 教育委員会議事録の承認について〔総務課〕
 - (2) 日程2 第9号議案 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程〔総務課〕
 - (3) 日程3 第10号議案 長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程〔総務課〕
 - (4) 日程4 第11号議案 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則〔教育研究所〕
 - (5) 日程5 第5号報告 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について(職員の人事について)〔総務課〕
 - (6) 日程6 第6号報告 長崎市科学館運営協議会の審議結果について〔生涯学習施設課〕
 - (7) 日程7 第12号議案 社会教育委員の委嘱について〔生涯学習企画課〕
 - (8) 日程8 第7号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について〔教育研究所〕
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議経過 以下のとおり(要点記録)

	<p>【14:59 開会】</p> <p>【日程1 教育委員会議事録の承認について】</p> <p>—原案のとおり承認—</p> <p>【日程2 第9号議案 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程】</p> <p>総務課長より説明</p>
--	--

	<p>－第9号議案 原案のとおり可決－</p> <p>【日程3 第10号議案 長崎市教育委員会職員に対する発令及び辞令書の取扱いに関する規程】</p> <p>総務課長より説明</p> <p>－第10号議案 原案のとおり可決－</p> <p>【日程4 第11号議案 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則】</p> <p>教育研究所長より説明</p>
委員	年間貸与実績はどのくらいですか。
教育研究所指導主事	年間で683台の貸与実績があります。
委員	多いんですね。
教育研究所長	インターネットの普及状況につきましては、このモバイルルーターの貸与を入れまして99.9%の家庭でつながるという状況になってます。先ほど申し上げた数字は、準要保護だけではなくて、すべての家庭でニーズがある数でございまして。準要保護の数はまだもっと少ないです。
委員	今後の業務フローの中で、運営支援センターというものが出てきて、ここに業務委託をするというようなお話があったかと思うんですが、これは新たに業者を選定して、これだけのことを業務委託するということになるのでしょうか。
教育研究所長	もう3年目になるんですけれども、文部科学省の補助事業として学校でのGIGAスクールの運営補助ということで、GIGAスクール運営支援センターというのを単年度で委託契約をできております。4月から3年目になる業務で、これだけではなくて、様々、学校でのトラブルであるとか、新たなICTが入るので研修を希望したいとか、定期的に学校に訪れるICT支援員等もこちらが一括して管理をしていて、新たにこの業務をお願いするということになります。
委員	改正前の第3条で括弧書きでインターネット環境が整っていない場合に限るというのがあるんですけれども、それが改正後は削除されているということはインターネット環境が整ってなくても貸与することが可能ということになったということでしょうか。
教育研究所	実際に貸与しているのはPTAであったりとか、学校の中でも家庭だけで

指 導 主 事	なく貸出しの希望があるところについては貸出しを行っているところです。
教育研究所長	補足を加えますと、これまでは子どもたちにしか貸与してこなかったんですけれども、当初、国がこの補助を始めたときには、まだインターネット環境が整ってませんでしたので、今貸与が600ほどと言いましたけど2,000くらいニーズがあがっておりました。ところがどんどんインターネットの普及が進みまして、今現在使っている家庭というのが600人くらいしか使ってませんので、単純に引き算すると、1,000台くらい余剰で余ってる状態になるんですね。これがモバイルルーターの本体なんですけど、これが余ってる状態になります。せつかく税金を投じて、国費で入れましたので有効に使いなさいという指示が国から出まして、子ども1人にだけではなくて、例えば学校のPTAであったり協力団体であったり、そういうところにも貸すように今変わっておりますので、その一文を削除したということでございます。
委 員	自宅にインターネット環境がある人というのは、これは借りることは可能ではあるんですか。
教育研究所長	基本的にはプラスアルファで借りるものではなくて、どうしても通信環境がない方に貸すというのが大原則ではあるんですけども、今、申し上げましたとおり、それ以外の、子ども以外にも貸し出すというところがありましたもので、自宅云々にある人しかだめという文言自体は削除している状況です。
委 員	今のお話って貸与の対象者のお話ですよ。そうすると、貸与の対象者として今、使用者の保護者となっているかと思うんですが、第2条の第4号で、PTAやそのほかの団体にも対象者を拡大するということになるんでしょうか。
教 育 長	私も、その制度の趣旨からすると違う考え方であるような気がします。
教育研究所長	今、委員と教育長、それぞれおっしゃっていただいたとおり、再考が必要かなと思いますので、この赤で書いている括弧の部分を実際に削除してよろしいのかどうかというのを再検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
教 育 長	そうするともう1回委員会に諮り直すということになると思いますので、しっかり整理が必要かなというところだと思います。
教育研究所	改定後に、自宅にインターネットを接続する環境が整っているというこの文言を消しているところの理由として、子どもがこれを使ってインターネットに接続するというのが必ずしも自宅ではないということも含まれます。例えばおじいちゃん、おばあちゃん家、親は働きに行っていて、子どもはおじいちゃん、おばあちゃん家に行かなければならない、昼間はですね、そのときに家にはインターネット環境があるんだけれども、繋ぐ場所が違うのでということでも借りるという保護者さんもいらっしゃると思いますので、制限をかけ

<p>教 育 長</p>	<p>るところを、ここで削除するところで提案しているところでもございます。</p> <p>先ほど委員が言われた、環境が整っている方も、このままだと借りれるということに関しては、この規程では満足してないので、申し訳ないですけど、これは少し時間をいただいて、次回に整理をしてお諮りをしたいなと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>もう1点、改正後の第5条第2項の中で、進学する予定の中学校の卒業日前2か月以内において、学校長が定める日までと書いてあるんですが、ここの学校長というのは中学校の学校長なんですよ。多分、そうだとは思いますが、この学校長の定義自体が第4条の2項で市立学校の校長となっているので、一応、中学校の校長も含むという解釈でこういうふうになっているという理解でよろしいですよ。これだけだと、学校長というのは小学校の校長とも読めなくもないものですから。</p>
<p>教育研究所長</p>	<p>おっしゃるとおり、小学校も中学校もどちらも学校長という表現が当てはまってしまうので、この学校長の前にやはり進学する中学校の校長というふうなことが分かるような言葉を付け加えた方がより丁寧かなと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、質疑をいったん終結をしたいと思います。</p> <p>この件については、次回、改めて整理をして、審議をお願いしたいと思います。</p> <p>—第11号議案 継続審議—</p> <p>【日程5 第5号報告 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（職員の人事について）】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p>【日程6 第6号報告 長崎市科学館運営協議会の審議結果について】</p> <p>生涯学習施設課長より説明</p>
<p>委 員</p>	<p>屋上などの広い場所で星を見るような企画を考えてほしいとのご意見についてですが、かがり火を模したような、赤いランプがあって、一見、焚火風というようなものがあれば、星を見るときにただブルーシートに寝てるよりはちょっとまだましかなと思ったりもします。</p> <p>それから、結婚式やプロポーズのことですけれども、今、長崎市も子育て支援ということで一生懸命頑張っておられるところなんですけれども、子育て支援の前段階として結婚があるので、その結婚の意欲増進になるかどうかわかりませんが、実現するような方向で、ご検討いただければと思います。</p>

生涯学習施設
課 長

ありがとうございます。屋上での星を見る環境のところ、焚火を模した
ものがあるというところは、指定管理者と情報を共有しながら、どういった
形がいいのかということで検討したいと思います。

あとスペースシアターの貸出しの件でございますけれども、こちらが開館
時間中は通常1時間単位でプログラムを決めてということで運用しております
ので、スペースシアターの動画を見ていただいて学習する場所という位置
付けでございますので、通常の貸室ということになるんじゃないかなと思っ
ているんですけれども、目的外ということで、例えば指定管理者さんの方が
時間外であったり、そういった時にイベントとして何らかに使いたいといっ
たときは、こういった企画も併せてご提案があれば、そのときは承認につい
て検討してまいりたいと思います。

—第6号報告 本報告をもって了承—
----- 以下、所管事項報告 -----

1 報告事項

- (1) 令和6年2月長崎市議会定例会の報告について報告を行った
- (2) 令和5年度ハラスメントアンケート集計結果について報告を行った
- (3) 年次休暇の付与日の改正について報告を行った
- (4) 令和5年度第2回長崎市社会教育委員会議の協議結果について報告
を行った
- (5) 令和7年度使用 中学校教科用図書に関わる採択業務について報告を
行った
- (6) 令和6年度の学校給食費について報告を行った
- (7) 長崎大学医学部キャンパスで新たに発見された被爆遺構（原爆遺
跡）について報告を行った
- (8) 令和6年度全国高等学校総合体育大会について報告を行った
- (9) 第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会の
開催について報告を行った

2 今後の会議関係

- (1) 4月定例会（予定）
4月24日水曜日15時30分から〔場所 5階 第3委員会室〕
- (2) 5月定例会（予定）
5月29日水曜日16時00分から〔場所 未定〕

3 今後の行事関係

今後の行事関係の日程確認

【日程7 第12号議案 社会教育委員の委嘱について】

※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。

【日程8 第7号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について】

※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。

【17：02閉会】

署名委員

署名委員
